

発行 株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島5-12-8  
新大阪ローズビル6F  
https://www.label-bank.co.jp/  
customer@label-bank.co.jp

# ラベルバンク新聞 第199号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”  
We make food labeling accessible for everyone.



## 米国テキサス州、ルイジアナ州における新たな警告表示の義務化について

2025年6月22日、米国テキサス州において食品添加物に関する警告表示を義務付ける法案「[Senate Bill 25](#)」が可決されました。これにより、原材料として合成着色料、二酸化チタン、部分水素添加油脂などを含む製品に対し、「この製品には、オーストラリア、カナダ、EU、英国の関係当局により人体への摂取が推奨されない成分が含まれています」といった警告表示が義務化されます。

対象となる原材料には、「赤色3号」などの合成着色料や、FDAで認可されている着色料も含めて44種類がリストアップされており、多くの製品に影響を与える可能性があると思われます。2025年9月に施行され、適用は2027年1月1日以降に開発した商品が対象となる予定です。

そして2025年6月27日、米国ルイジアナ州において食品添加物に関する警告

表示を義務付ける法案「[Senate Bill 14](#)」が可決されました。対象となる原材料を含む食品の容器包装に、QRコード付きの警告表示が義務化され、ウェブサイトに「注意：この製品には[成分名]が含まれています。FDA承認を含むこの成分の詳細については、ここをクリックしてください。」といった通知文と該当サイトへのリンクを掲載する必要があります。

対象原材料としてリストアップされているものは44種類あり、テキサス州のものとはほぼ重複しますが、人工甘味料（アスパルテーム、スクラロース、アセスルファムカリウム）が含まれる点が異なります。施行は2028年1月1日の予定です。

米国に食品を輸出する際は連邦の表示基準（[21CFR](#)）に加え、こうした州法にも注意が必要といえます。例えばカリフォルニア州の「[Proposition 65](#)」の表示基準では、指定された化学物質を含む製品に対し、「カリフォルニア州では[がん] [先天性欠損症またはその他の生殖障害]を引き起こすことが知られています」といった警告表示が義務化されています。ヒ素、鉛、水銀やアクリルアミドのほか、二酸化硫黄など、対象となる化学物質のリストと閾値が設定されており、州法ではあるものの、実務上では米国への食品輸出の際に注意すべき基準として広く知られているといえます。

これらの各州法は「対象成分を含む食品に警告表示を義務付ける」とする表示基準ではありますが、食品事業者にとっては実質的に原材料や添加物の配合を検討する段階での確認が必要な基準として機能しています。そのため食品事業者は、テキサス州とルイジアナ州の新しい規則でリストアップされている対象原材料リストを確認のうえ、どの商品にどの原材料が使用されているか、または成分が含まれているか、といった検証が求められる可能性があります。

また、米国ではこれらの州法と同様（対象原材料を含む食品に警告表示を義務化するもの）の法案がいくつかの州でも審議されている状況です。あわせてその確認をしておくことと、そして米国の連邦の基準について今後の動向を落ち着いて確認することが大切だと思います。今回の新しい規則には、連邦優先条項として「連邦で使用が禁止される、もしくは警告表示などの使用条件が課される、または安全であると判断される」などの場合（テキサス州）や、「同等以上の制限を有する連邦基準の公布」などの場合（ルイジアナ州）についての定めもありますので、今後の動向とあわせて確認しておくといでしょう。

なお、容器包装済みの食品だけでなく、外食や学校給食まで対象を広げると、さらに多くの基準が存在します。食品を輸出する際には、こうした州法などによる基準の有無を確認するとともに、特に原材料や添加物の使用の検討段階で注意すべきものはないか、事前に確認をすることが大切といえるかと思えます。

（川合）

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。



DECERNIS  
A FOODCHAIN ID COMPANY



Regulatory Library  
(gComply)

各国基準情報の検索システム

世界中の基準情報データベースから、対象国の根拠文書（現地語 & 英語）を簡単に検索



## ミニコラム

## 「魚介類の名称のガイドライン改正と背景」について

2025年6月2日、「令和7年度 第1回魚介類の名称のガイドライン改正案(貝類)検討会」が開催されました。第1回検討会では、[ガイドラインの制定経緯と概要](#)や、[ガイドライン改正の要望理由等](#)を元に検討が進められました。今回は背景から整理してみたいと思います。

## ガイドライン制定の背景

2000年7月のJAS法改正により、生鮮食品に名称等の表示が義務付けられました。しかし魚介類には、輸入の多様化による様々な魚種の導入や、同一魚でも地域や成長段階により名称が異なる等の特有の事情が存在していました。そのため、農林水産省に対し消費者や関係業者から、名称に係る問い合わせが急増しました。この事態を受けて、2007年に水産庁において「[魚介類の名称のガイドライン](#)」が制定されました。これが「食品表示基準」の制定(2015年)に伴い、「[食品表示基準Q & A](#)」の別添として位置付けられ、現在に至ります。

## ガイドライン改正について

2007年に制定されて以降、内容の見直しが行われておらず、新たな魚種の輸入・流通の拡大、分類学の進展に伴う名称の変更など、魚介類の名称を巡る状況の変化に対応できていませんでした。そこで、関係国、関係業界から改正に係る具体的な要望があり、検討会を開催することとなりました。

ただし、対象となる魚介類は、「魚類」、「甲殻類」、「頭足類」、「貝類」など広い分類群にわたり、専門的な知見に基づく検証が不可欠であることから、改正検討作業は各分野ごとに行うことを基本とし、以下の通りに改正されてきました。

- 2020年度(令和2年度)  
「魚類」についてガイドラインを改正
- 2022年度(令和4年度)  
「甲殻類」についてガイドラインを改正
- 2024年度(令和6年度)  
「頭足類」についてガイドラインを改正



## ガイドラインの改正方針

「できるだけ一般消費者に分かりやすい名称」であり、「一般的に知られている高級魚介類と誤認することにより、一般消費者が不利益を被るか」といった観点も考慮していくとされています。

以下の図のように一般的名称例の追加等が検討されています。(詳しくは「[魚介類の名称のガイドライン\(貝類抜粋\)改正案](#)」をご参照ください。)

(別表2) 海外漁場魚介類及び外来種の名称例

学名 (種名)	種・亜種の 標準名	左欄に代わる 一般的名称例	使用できない 名称例	備考
【貝類】				
<i>Notohalotis ruber</i>	アカネアビ	-	-	
<i>Haliotis</i> 属 (ミガイ属)、 <i>Stomatella</i> 属 (ヒメアビ属)	アカネアビ、 ヒメアビ等	アビ	-	
<i>Concholepas concholepas</i>	アビモドキ	コガイ(*)	チリアビ	*原産国 チリでの名称
△△△	○○○	□□□	◇◇◇	〜〜
⋮	⋮	⋮	⋮	

新たな種の追加
一般的名称例・  
使用できない名称例の追加



執筆書籍 好評発売中!



新訂2版

基礎からわかる

## 食品表示の法律・実務ガイドブック



新訂2版 基礎からわかる食品表示の法律・実務ガイドブック

著者：石川直基 的早剛由  
株式会社ラベルバンク

出版社：第一法規株式会社

発刊日：2023年10月19日

価格：4,290円(本体：3,900円)

<https://www.label-bank.co.jp/column>



## 今後の進め方について

中小事業者への貝類の流通実態ヒアリング等の情報収集をし、議論検討していくこととしています。魚介類の名称によっては消費者に誤認を与える可能性がありますので、生鮮食品・加工食品にて魚介類を扱われる方は、魚介類の名称の表示について今後の改正に注目しておかれることをおすすめします。

(奥井)

この記事はウェブで  
お読みいただけます。

右のQRコードをスキャンして  
アクセスください。



## 今月のお気に入り言葉

淵に臨みて魚を羨むは退いて網を結ぶに如かず

(ことわざ)



Label bank

毎月1日発行

WEBサイト:

<https://www.label-bank.co.jp/>

発行 株式会社ラベルバンク

〒532-0011

大阪市淀川区中島5-12-8

新大阪ローズビル6F

お問い合わせ:

customer@label-bank.co.jp

Tel. 03-6260-9540